

横須賀地方総監  
教育航空集団司令官 殿

海上幕僚長

航空学生課程における罷免者の取扱いについて（通達）

標記について、下記のとおり実施する。

## 記

### 1 趣 旨

航空学生課程における罷免者（以下「罷免者」という。）は、免ぜられた日を起算日として任期3年の任期制隊員として扱うとともに、「海上自衛隊の教育訓練に関する訓令」（海上自衛隊訓令第4号。42.6.7）第3章第2節に規定する素養教育を修了していないことから、海士の素養教育課程である練習員課程に入校させてきた。

しかしながら、航空学生課程の履修期間によっては、実質的に海士としての素養を既に修得していると認められる場合がある。

そのため、罷免者に対する適正な素養教育を実施することにより、他職域での早期戦力化及び人的資源の有効活用を図る。

## 2 対象者

「海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達」（昭和42年6月7日海上自衛隊達第31号）第22条の規定により、航空学生課程を免ぜられ、海上自衛隊の他職域での勤務を希望し、かつ適当と判断された者

## 3 罷免者の素養教育に関する取扱い

罷免者は、海曹候補者としての素養教育を修了していないものの、入隊後6か月間を経過した以降に罷免された場合は、実質的に練習員課程で身につける資質や知識技能を既に修得していると認められるとともに、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。）別表第7に規定された、昇任に要する在職期間を経て1等海士に昇任していることから、当該階級での職務遂行能力を有していると認められる。そのため、既に1等海士である罷免者については、海士の素養教育を修了したものと見なす。

## 4 罷免後の手続等

### （1）1等海士昇任前の罷免者

小月教育航空群司令は、次期練習員課程（自衛隊法施行規則第24条1項の規定により採用された海士に対する素養教育の課程）に入校させるため、従前どおり横須賀地方総監と所要の調整を行うものとする。

### （2）1等海士昇任後の罷免者

ア 小月教育航空群司令は、当該罷免者に対して、適性検査を実施し、その結果及び罷免者配分資料（別紙様式第1）を海幕人事教育部長に送付する。

- イ 海幕人事教育部長は、当該罷免者の予定特技を横須賀地方総監へ通知するとともに、罷免者の配分先を、関係補職権者に通知する。
- ウ 横須賀地方総監は、罷免者配分先別身上内訳表（別紙様式第2）を、各補職権者に送付する。
- エ 関係補職権者（横須賀を除く。）は、補職先を決定し、横須賀地方総監に通知する。

## 5 留意事項

- (1) 要員区分を実施する際は、当該罷免者が航空適性保有者であることを考慮し、罷免者の人的資源を有効活用できる要員区分となるよう留意する。
- (2) 罷免者の配分については、本人の希望勤務地等も考慮し、各総監部の所要等に応じた適切な配分となるよう留意する。
- (3) 罷免者の補職後は部隊実習期間を設定するものとし、当該罷免者に対しても、「海上自衛隊の教育訓練に関する達」第2章第1節第6条（術科教育の部隊実習）、第2章第3節第20条（成績）及び第43条（報告）並びに「准海尉以下の自衛官及び自衛官候補生の経歴管理に関する達」第2章第9条の2（要員区分の変更）を適用する。

添付書類：別紙様式第1・別紙様式第2

写送付先：呉、佐世保、舞鶴、大湊地方総監

各教育航空群司令

各教育航空隊司令



